

## 米トランプ政権の政策がファンドに与える影響について

トランプ政権の相互関税政策は株式市場を揺るがしています。アジアでは、中国に対する大幅な追加関税は予想されていたものの、台湾、ベトナム、タイなど他のアジア諸国に対する追加関税の規模はいずれも予想を上回るものでした。特に、ベトナムとタイがこの相互関税政策による最大の打撃を受けたと考えられています。当ファンドはベトナムやタイの銘柄を保有していません。

トランプ政権の関税政策は米国を含む全世界に痛みをもたらしていますが、同政権は大幅な財政赤字の削減と債務問題の解決を目指しています。仮にトランプ政権が米国の財政赤字を大幅に削減することができれば、長期的には望ましい結果をもたらすでしょう。さらに、米財務長官のスcott・ベッセント氏は、各国が報復処置をとらない場合、発表された数値が上限と述べています。言い換えれば、各国が米国の政策目標により適合する措置を講じる場合、交渉の余地があることを示唆しています。

当ファンドは、強固な事業基盤があり、卓越した経営陣が効率的に資本配分を行っているアジア企業に投資します。具体的には、①魅力的な製品やサービスを生産して世界に提供している企業、②アジア諸国の構造的成長の恩恵を受ける企業、です。後者は、現在の市場の混乱に対処可能であると考えています。前者は、提供する魅力的な製品やサービスが、サプライ・チェーンのコスト上昇や世界経済成長の減速懸念などを克服する一助になるとみています。このショックから世界が回復した際には、これらの企業が再び成長を遂げるでしょう。

直近の株式市場の急落が当ファンドに与える影響について、以下の点に着目しています。

1. トランプ政権による追加関税の発表をきっかけに、為替市場では日本円が米ドルやアジアの主要通貨に対して大幅に上昇しており、当ファンドのパフォーマンスに影響を及ぼしています。
2. 一方で、当ファンドで保有している銘柄の多くは、米国市場への依存度がそれほど高くなく、世界の各国・地域で事業を展開しています。米国経済が短期的に弱含む可能性はあるものの、当ファンド内のグローバル企業への影響は対処可能な範囲にとどまると考えており、短期的な影響は避けられないものの、それらの企業の競争力を脅かすほどの大きな圧力にはならないとみています。
3. アジア域内市場への依存度が高い企業にとって、トランプ関税の直接的な影響はより軽微と考えます。アジア経済は関税の影響や世界経済の成長鈍化の圧力を受ける可能性がありますが、当ファンドの保有銘柄は、市場でまだ十分に普及されていないサービスを提供しており、長期的な成長が見込まれます。そのため、トランプ政権の政策によりアジア域内総生産(GDP)成長が鈍化したとしても、当該銘柄の成長は堅調さを維持すると考えています。

現在、円高の進行(その影響は避けることはできません)など、当ファンドには短期的な影響が及んでいます。また、世界経済の成長鈍化も当ファンドのパフォーマンスへのネガティブな要因となります。しかしながら、当ファンドで保有する企業は業界内で強固な地位を有しており、長期的な成長見通しも依然として明るいと考えています。

一時的な痛みは避けられませんが、このような市場の混乱はよい買い時であると考えています。引き続き基本戦略に沿って運用にあたっていく方針です。

## ■ 基準価額の変動要因

当ファンドは、スパークス・アジア厳選投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資等を通じて、海外の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産に投資しますので為替の変動により、基準価額は変動します。**従って、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

基準価額の変動要因は、次の通りです。

●価格変動リスク ●カントリーリスク ●為替変動リスク ●集中投資のリスク ●信用リスク ●その他の留意事項(システムリスク・市場リスクなどに関する事項、法令・税制・会計方針などの変更に関する事項)

※ 基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## ■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※ 詳しくは販売会社までお問い合わせください。 購入時手数料は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対して年率1.925%(税抜1.75%)を乗じて得た額とします。 【信託報酬の配分:内訳(税抜)】 委託会社:年率0.90%、販売会社:年率0.80%、受託会社:年率0.05% 運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
監査費用 印刷費用	監査費用、印刷費用などの諸費用は、ファンドの純資産総額に対して年率0.11%(税抜0.10%)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産から支払われます。 ※ 監査費用: ファンドの監査人に対する報酬および費用 印刷費用: 有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出等に係る費用
その他の費用・ 手数料	組入る有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用、外貨建資産の保管費用、マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等は、その都度信託財産から支払われます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 ※ 組入る有価証券の売買委託手数料: 有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用: 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息 外貨建資産の保管費用: 海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用

※ 当該手数料等の合計額については、ファンドの購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### <特化型に関して>

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行います。そのため、一般のファンドにおいては、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率として10%を上限として運用を行うところを、当ファンドにおいては、35%を上限として運用を行います。

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください。

## ■ ファンドの関係法人について

- 委託会社 スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第346号  
(加入協会) 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本証券業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会  
信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社  
委託会社の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託を行います。
- 販売会社 下記一覧参照  
ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。

販売会社	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種 金融商品 取引業協会	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
株式会社SBI証券※	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者:株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○	○		
東海東京証券株式会社※	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○	○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者:マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第346号	○		○	○

※ 株式会社SBI証券、東海東京証券株式会社は、一般社団法人日本STO協会に加入しています。

## 免責事項

- 当資料はお客様向け資料としてスパークス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドの取得のお申込みを行う場合には、投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をお渡しますので、必ずお受け取りの上詳細をご確認いただき、ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、これらの運用による損益は全て受益者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金・金融債または保険商品ではなく、預金保険や保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社で購入した場合を除き、投資者保護基金の規定に基づく支払いの対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。
- 当資料に記載の内容は将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料に含まれている過去の実績の数値および市場動向等についてのコメントは当資料作成時点のものであり、市場動向や個別銘柄の将来の動きを保証するものではありません。
- 当資料の正確性や完全性について当社が保証するものではありません。また記載内容は予告なく訂正が行われることがあります。
- 当資料は目的によらず、当社の許可なしに複製・複写をすることを禁じます。
- 当ファンドに関する投資信託説明書(交付目論見書)のご請求、お問合せは販売会社まで。

【お問合せ先】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【ホームページ】 <https://www.sparx.co.jp/>

【電話番号】 03-6711-9170(受付時間:営業日の9:00~17:00)

# SPARX

© 2025 SPARX Asset Management Co., Ltd.